

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 26 年度 第 6 回定例  
6 月 18 日（水）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 6 月 18 日に教育委員会第 6 回定例会を招集した。

- |   |           |                      |              |           |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 26 年 6 月 18 日 (水) | 開会           | 13 時 30 分 |
|   |           |                      | 閉会           | 17 時 30 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室              |              |           |
| 3 | 出席者       | 委 員 長                | 加 藤 文 夫      |           |
|   |           | 委員長職務代理者             | 溝 口 紀 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 高 橋 尚 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 斉 藤 行 雄      |           |
|   |           | 委 員                  | 興 直 孝        |           |
|   |           | 委 員 (教育長)            | 安 倍 徹        |           |
|   | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓              | 教育次長         |           |
|   |           | 水 元 敏 夫              | 教育監          |           |
|   |           | 池 田 和 久              | 事務局参事兼教育総務課長 |           |
|   |           | 高 橋 雄 幸              | 健康安全教育室長     |           |
|   |           | 山 本 知 成              | 教育政策課長       |           |
|   |           | 中 川 好 広              | 情報化推進室長      |           |
|   |           | 平 松 明 子              | 人権教育推進室長     |           |
|   |           | 河 野 康 裕              | 財務課長         |           |
|   |           | 杉 山 和 幸              | 福利課長         |           |
|   |           | 林 剛 史                | 義務教育課長       |           |
|   |           | 渋谷 浩 史               | 高校教育課長       |           |
|   |           | 渡 邊 浩 喜              | 特別支援教育課長     |           |
|   |           | 北 川 清 美              | 社会教育課長       |           |
|   |           | 増 田 曜 子              | 文化財保護課長      |           |
|   |           | 福 永 秀 樹              | スポーツ振興課長     |           |
|   |           | 石 井 宣 明              | 静岡教育事務所長     |           |
|   |           | 渡 邊 聡                | 静岡西教育事務所長    |           |
|   |           | 谷 野 純 夫              | 中央図書館長       |           |
|   |           | 杉 本 寿 久              | 総合教育センター所長   |           |
|   |           | 羽 田 明 夫              | 義務教育課人事監     |           |
|   |           | 中 村 かおり              | 教育総務課専門監     |           |

#### 4 その他

( 1 ) 第11号・第12号議案は、原案どおり可決された。

( 2 ) 報告事項 1 ~ 6 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、溝口委員、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案及び報告事項の取扱いについて諮る。第11号議案は調整中の案件であり、第12号・第13号議案と報告事項6は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

興 委 員： 調整中の案件では非公開とする理由にならない。審議の中身が調整中であっても、審議を公開することが教育委員会の責務なので、非公開とするのであれば他に適切な理由が必要である。個別の人事に関わる案件が非公開なのは分かるが、調整している状況を明らかにして審議の透明性を図ることが求められているとしたら、「調整中」とは違う理由付けが必要である。

教育総務課長： 第11号議案はこれから訴訟に入る案件なので、「調整中」という表現は検討するが、審議は非公開でお願いしたい。

興 委 員： 本来は中身を知った上で公開・非公開を決めてはいけない。なお、この訴訟は非公知なのか。

教育総務課長： 非公知である。

興 委 員： 本来はこの案件は手続き規則だけなので、中身まで立ち入る必要はないと思う。今後、中身の精査を行ってほしい。

委 員 長： この審議を非公開とすることに異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第11～13号議案及び報告事項6を非公開とし、今回は非公開案件から審議を始める。

**<非>第11号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議**

非公開

**<非>第12号議案 教職員の懲戒処分**

非公開

**<非>第13号議案 静岡県スポーツ推進審議会委員の委嘱**

非公開

## <非> 報告事項 6 教職員の分限処分

非公開

### 【会議の公開】

委員長：ここで会議を公開とする。

さて、本日6月18日は、4年前、三ヶ日青年の家のカッター事故で西野花菜さんが亡くなられた御命日である。午前中の三ヶ日青年の家の慰霊式典には私と教育長で参列してきたが、二度とこのようなことが起こってはならないという決意を新たにしたい。

ここで西野花菜さんに対して黙祷をささげたい。黙祷。

それでは、引き続き、定例会を再開する。

### 報告事項 1 通報制度の運用状況

委員長：報告事項1頁「報告事項1 通報制度の運用状況」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長：<報告事項についての説明>

委員長：質疑等はあるか。

溝口委員：資料5頁の「通報内容」で気になったことがある。「セクハラわいせつ（生徒以外）」や「パワハラ（教職員間）」など、生徒ではなく教職員同士の間で人間関係が現場で解決できなくなり、このような通報制度に頼るようになってきているように感じる。逆に「駆け込み寺」があることで、救われているという面もあるかもしれないが、このような現場の声はフィードバックされているのか。

教育総務課長：直接本人に伝えられないので、十分とは言えないかもしれないが、改善するようにしている。

溝口委員：このような声を聞いて、現場に戻すときのやり方にも、工夫が必要である。教職員同士のコミュニケーションのとり方が難しくなっているようにも感じるので、研修等でも教職員同士の距離感の取り方を伝えてほしい。

教育総務課長：このような例があった、ということをお伝えしながら、できるだけ参考になるようにしていきたい。

興委員：この報告の意義は何か。通報制度の運用状況の報告は分かるが、現場でこの通報制度が機能しているかどうか重要である。7月15日の教職員コンプライアンス委員会には運用状況を報告するだけでなく、この制度が本当に実効性を果たしているのかの検証を添えて報告しないと、県教育委員会としての的確性を問われる可能性がある。

なお、資料1頁の「処理状況」で132件の通報件数があったにもかかわらず、今回「調査対象」とされたのは62件であり、その中で「通報

の事実あり」とされたのが23件である。このような数字になった理由を説明してほしい。

教育総務課長： 通報があった132件のうち、調査対象として62件に絞ったが、それ以外として私立高校など県教育委員会に属さないものもあったからである。それらを除いた調査対象については全て調査を行い、懲戒処分につながったものもある。ヘルプラインや倫理110番を設けたことによる成果はあると思われる。

興 委 員： 132件の通報のうち、62件が調査対象となっているが、残る70件はそもそも教育委員会として対象としないという判断になっている。その内容についてはしっかり整理しているのか。

教 育 監： 132件の通報の中には、私立学校に関わる案件や政令市の小中学校に関わる案件もある。一般の方々からは「学校のことなので県教育委員会に通報しよう」ということで御意見が寄せられて通報件数に含まれるが、それらは県教育委員会の所管ではないので、調査対象から除外されることになる。

教育総務課専門監： 所管外の通報の他にも、調査すべき相手に関する学校名や氏名の訴えがなく、その後の調査ができない通報もある。それも調査対象には含めることができない。

興 委 員： 県教育委員会の所管以外は、せっかく通報いただいた方々の声をつないでいくことが大切だと思うが、担当部局につなぐという交通整理をした上で、62件を調査して、「通報の事実あり」として処分や指導をした案件が23件という理解でよいか。

また、「左の措置状況」の欄にある懲戒処分や指導措置などの23件は、教育委員が承知している内容か。

教 育 長： この23件のうち、懲戒処分は教育委員会定例会で審議していただいている。また、指導措置であっても体罰案件は細かく報告している。しかし、それ以外については事務局で対応している。特に「所属長からの指導」については、必要なものは報告しているが、基本的には事務局対応となっている。

興 委 員： 通報制度の運用状況が機能しているかどうかも含めて、コンプライアンス委員会に報告する必要がある。場合によってはこの制度の改善状況も含めて報告しないと実効性を持たなくなる。

高 橋 委 員： 体罰はもちろんであるが、暴言や差別的な発言などの「不適切指導」も子どもの心を傷つけることになる。体罰で受ける身体よりも、心の傷の方がずっと深い場合もある。体罰は減っているが不適切な指導は減ってはいないように感じるし、この不適切指導が小学校で多く発生していることも問題であると思う。これからの改善に、この数字を生かしてほしい。

斉 藤 委 員： 過去に、この電話を受けている通報の制度現場を見学したが、平成18年度以降、通報件数が少しずつ減っている。これが、不適切な行動が減っている結果であればいいが、通報窓口を設置した当初は広報して

広まったが、時間が経つにつれて窓口が目立たなくなっているという可能性もあるのか。

教育総務課長： 学校内でも、スクールカウンセラーの配置や学校独自の窓口を設けるなど相談体制が整ってきており、そちらに相談が行っている状況もあるので、一概に分析することは難しい。

教育監： 県からも周知をお願いしているが、各学校では長期休業前などに、保護者や生徒にこの通報制度を再度周知している。

興委員： 通報問題は運用によっては人間関係を壊す可能性もある。資料3頁で、匿名の通報が858件に対して、実名が306件である。問題はこのような通報をされた意味と、その後の調査である。調査の過程で、そのような通報があったことが通報者に伝わると、実名で通報することを懸念するようになる。難しいかもしれないが、この通報制度を意味のあるものにするためには、情報管理を徹底して、調査する人に守秘義務を課すなど配慮しないといけない。メールでの通報も多いが、トレースが残りやすいので、電話での通報も多い。システムに機能性を持たせるためにも、現場で通報の手段も工夫してほしい。

教育総務課長： 通報者の匿名性については注意を払っているが、通報する側からすれば匿名することで秘匿は確実であるが、それも含めて通報制度のピーアールを図っていきたい。

委員長： これまでにも教育委員長宛の通報もあった。その際、自分の実名を名乗っての通報の場合は事実関係がしっかりしていることが多いが、匿名の訴えの場合は調べてみると事実関係がなく相手を陥れるために誹謗しているケースもある。この場合の取扱いは難しいが、丁寧に対応してほしい。

また、通報のうちの70件が県教育委員会の所管外ということであったが、県教育委員会の所管外なのを承知で訴えてきたのか、それとも知らずに訴えてきたのかという問題もある。知らないで訴えた場合は、所管する部局に紹介すればいいが、管轄外を承知の上で訴えている場合は、相手の評判を落とす狙いがあるような印象も受けた。第一報を受ける人が、センシティブに受け取って対応してほしい。それによって問題が見えてくることもある。

他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項1を了承した。

## 報告事項2 吉田特別支援学校の施設整備

委員長： 報告事項6頁「報告事項2 吉田特別支援学校の施設」について、河野財務課長より説明願う。

財務課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

全 委 員：（特になし）  
委 員 長： 報告事項 2 を了承した。

### 報告事項 3 第 1 回地域とともにある学校づくり検討委員会

委 員 長： 報告事項 9 頁「報告事項 3 第 1 回地域とともにある学校づくり検討委員会」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： < 報告事項についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 加藤委員長は委員の一人なのか。

義務教育課長： 委員ではない。

委 員 長： 検討委員会が発足するのに際して、教育委員長としてお願いしたいことを発言したものである。

興 委 員： 今日の報告で、そのときのまとめがなされている。次回以降の検討委員会についてであるが、報告書の 5（3）に関して掘り下げた方向性があったように思う。例えば、部活動にも限界があって、たまたまその学校に指導力のある先生がいるから伸びる、ということかという問題である。人づくりが切り口で、報告書でも「地域のクラブとの間に様々な課題がある」となっており、「部活動の地域化が実現できれば、いろいろな問題の解決につながる」という御指摘があった。併せて、次の「芸術は人を作る」について「難しさを感じる」というまとめになっているが、あの会議での知事と矢野座長の総括は、従来の報告書を作るというものではなく、どのように傑出した人材の育成をやったらいいのかということであった。そのために、それぞれの委員が専門家としてそれぞれの方法論を出して、静岡県ならではの人材づくりをやってみては、という方向性であったと思う。それが、そもそも期待されたコミュニティ・スクールにつながるかという疑念があるが、最初はコミュニティ・スクールのあり方から議論していき、最終的には人づくりの方向性に入っていったように思える。その意味で、主な意見として 5（3）でとどまるのではなく、5（4）にそのことを書いてくれると、あの会議の総括がどのようなものであったのかが分かる。ただ、知事がそれぞれの委員に対する思いを発言され、矢野座長はむしろそのような方々をどのように束ねるかを発言されたと思ったが、そこまで書いてくれると教育委員会に伝わってくると思う。

委 員 長： 必ずしも会議の最後のまとめ方は、期待していたようなコミュニティ・スクール推進ではなかった。従って、静岡県の教育がどうあるべきかという、大上段に構えた御意見がまとまってくると思う。しかし、我々は県教育委員会としてコミュニティ・スクールを推進しなければならないということを方針の中に入れていたので、この検討委員会の結論を待つのではなく、別途コミュニティ・スクールを静岡県で推進していくためにはどうすればよいかという具体的な案について議論し

て案を作成し、市町教育委員会とも協議していくべきである。

また、京都市長の講演で聞いたが、コミュニティ・スクールと堀川高校に代表されるような、高校教育について斬新な取り組み方があるので、やり方によって大きく変われるという話であった。この検討委員会で実際に京都に行って視察するというのは難しいかもしれないが、そうであれば我々が京都の教育委員会の現場の人に話を伺う機会を作ってほしい。

溝口委員： 報道とこの資料で内容は把握できた。あとで議事録を見せてほしい。非常に議論が大きくなっているので、ヒントもあるのではないか。

義務教育課長： 承知した。

委員長： 会議では各委員一人一人に意見を聞いて、最後に座長が知事に意見を求めたところ、知事からは「皆さんには、細かい話ではなく教育全般について議論してもらいたい」との要望が出され、それで委員が納得してお帰りになった。そのため、我々自身がコミュニティ・スクールの推進や高校改革について、スケジュールを立ててやっていけないといけない。検討委員会の報告を待って行うのであれば何も進まないと思う。ただ、教育に対してどうあるべきかという大所高所に立った御意見は出てくると思う。

興委員： 審議が広がった結果、産業教育審議会の議論にも影響を与える可能性がある。産業教育審議会に有為な静岡式人材とは何であるのか、議論の方向性をつないでいく努力をしないといけない。この検討委員会と産業教育審議会の間でギャップを生じさせないように、つなぐ努力が必要である。義務教育・高校教育・教育総務・教育政策課長が関わるところにつながるので、事務局全体を挙げて遺漏なき対応をとっていただくようお願いする。

教育長： 今回、議論がかなり広がっているが、我々の人選の中で、地域活動教育実践者や学校教育関係者としてコミュニティ・スクールや学校支援地域本部で活躍されている人々を招いている。議論の核には人づくりという大きな目標はあっても、その実現のためにはコミュニティ・スクールを中心として地域をまとめていく必要がある。学校が地域と連携して取り組んでいくために、ある程度議論をまとめていけないといけない。

産業教育審議会はどちらかというと高校教育関係の問題であり、検討委員会には高校関係者は含まれていないので、それは区分けしないと議論が拡散してしまう。

事務局が雛形を示すにしても、大所高所からの知見を得て、静岡型のコミュニティ・スクールを作っていくために、本県でどのようにコミュニティ・スクールを推進していくかという具体的な案を、議論していただきたいという思いがある。

興委員： 先日の検討委員会の議論は、前半と後半のギャップが大きかった。前半は各委員に御意見を求められて、コミュニティ・スクールについて

の考えを述べられた。そのため、すべての委員の方々が、コミュニティ・スクールについて発言されたことが、我々の学校づくりの貴重なインプットデータとして活用されなければならない。

しかし、後半は魅力ある人材づくりの話となった。コミュニティ・スクールの領域を超える話であり、また産業教育審議会に絡んでくるところがあるので、その部分については産業教育審議会との連携をうまくやらないとギャップが生じてしまうということである。

前半の全ての委員のコミュニティ・スクールへの思いは意味のあることでよかったが、それはそれとして整理してほしい。しかし最終的には事務局が報告書の素案を作るが、矢野座長の思いは知事とも呼応して魅力ある人材の育成はどうあるべきかに傾いているので、そこは両段階で2つ軸足を置いて考えなければいけない。

教 育 長： 興委員の御意見ではAプラスBということだが、私の印象では魅力ある人づくりのために学校はどうあるべきかという内容で、二階建ての議論であったように思う。最終目標は人づくりだが、そのための手段として地域とともにある学校づくり、地域との連携がどうあるべきかという議論をしないと、AプラスBではこの委員会の設置趣旨と違ってしまふ。AプラスBを否定しているわけではないが、Aの上にBがある、というような二階建ての議論にしたい。この点については事務局に預からせてもらい、座長と相談して進めていきたい。

委 員 長： 最初は地域代表や学校関係者が発言されて、コミュニティ・スクール推進が主体であったが、途中から教育についての一般論や自分の教育論を述べる委員もいて、それを受けて知事の総括では、清宮監督の意見も含めて教育論を取り上げた。その上で、「この会は矮小な会議ではなく、極力皆さんの意見で静岡県人を育て上げるという形で意見を集約したい」とまとめられたので、2つの趣旨が入ってしまった。

興 委 員： 最初のコミュニティ・スクールにも素晴らしいご意見があったので地域とともにある学校づくりに生かしてほしい。しかし、1ラウンドが終わって、まだ時間があるので座長が知事に意見を求めたのは後のことである。知事が発言したのは、JICAの研修生の問題や教員の指導力など、大きな問題であり、については実学を身につけることが重要で、その観点から魅力ある人材づくりをどうしたらいいのかということで、あなたには何してほしい、というような話になり、座長がそれに呼応する形で静岡型魅力ある人とは何であるかをまとめて発言した。したがって、あの議論は2つの内容が存在しているので、注意が必要である。前半のコミュニティ・スクールについては、すごくいい議論があり、それはそれでつないでほしいが、後半の話は義務教育課長の所管を超える領域があるので、事務局全体でフォローできるような努力をしてほしいと思う。

溝 口 委 員： なお、所用により欠席したイシカワ先生には、議事録を渡してほしい。ただ、彼女にはこの検討委員会の意義や論点が見えていなかったよう

なので、ぜひ事務局と座長で事前打ち合わせを十分行って論点を明確にしてほしい。それを委員にもう少し噛み砕いた形で伝えていただけるといいと思う。

委員 長： 次回は藤原和博氏が講師になる。藤原氏は御自身でコミュニティ・スクールを立ち上げて活用し、地域の皆さんの了解を前提にして学校改革をされた方である。そのことを中心にお話をいただくと、議論が軌道修正されるのではないかと思う。検討委員会の議論は散漫になる恐れがあるが、静岡県教育委員会として目指すことは着々と進めてほしい。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項3を了承した。

#### 報告事項4 静岡県教科用図書選定審議会

委 員 長： 報告事項11頁「報告事項4 静岡県教科用図書選定審議会」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 規定によると、選定審議会は諮問に応じて調査審議して建議することになっている。この資料では6月23日に調査報告書の手交となっているが、これは県教育委員会に対する建議のことか。

義務教育課長： 答申を出すことが建議である。

興 委 員： そうすると、資料にあるように、答申を受けた県教育委員会はそれを審議して何か判断することになるのか。

義務教育課長： 県教育委員会が判断するではなく、そのまま市町教育委員会へ提供することになる。

興 委 員： 運用方法として、いただいたものをそのまま市町教育委員会や県が所管する県立学校にとのことだが、「適切な指導、助言、援助」とはどのような形のものであるのか。

義務教育課長： 想定されている内容が資料にある。地教行法第48条第1項の規定にあわせたもので、指導・助言・援助はこちらから主体的に行うだけでなく、問い合わせがあったことに法律的な助言等をしていくことや、非違が生じたものに対して行う実質的な指導助言等も含まれることになる。

興 委 員： 基本的には調査研究報告ではなく建議なので、建議を受けた県教育委員会としては内容を判断して、「このような形でやってほしい」という文書を出す行為が必要だと思う。今のところはいただいたものを右から左へスルーしてしまうことになるが、本当にそれでいいのか疑問である。

溝 口 委 員： 報告書の内容だが、出版社別に委員の一人としてまとめるのは難しく、一人一人の書評やレビューであればいいと思う。ある委員の好みで書

くよりも、「ある委員はこのように読んだ」というように複数の委員のコメントがあったほうがいろいろな目で見ることができて良い。参考にするにあたっては、いろいろな読み口があると思うが、今の報告書では切り取られてしまっているように思われる。

委員 長： 教科書は各市町教育委員会に本物が渡されているので、そこで内容の確認はできる。また、検定教科書は国の検定済みなので、どれを選んでも問題はない。その中で「ある委員はこの教科書はよくないと感じた」「ある委員はこの教科書は非常によく書けていると感じた」などは書けない。そのためどのようなことを中心に編集されているかという特徴をまとめただけである。そのため、この報告書を参考に市町教育委員会として、自分たちの市町にはどの教科書が合うかどうかを判断してもらえればいい。どの教科書を選んでも不適切なものはないという前提で進めてもらっている。

溝口委員： 書評という誤解を生じてしまうが、この報告書を出すことで、ここを見てほしいと枠を決めていると思う。むしろ枠をなくし、このような見方もできるというようなプラスの視点で勧めてほしい。

委員 長： 「この教科書がいい」という勧め方はできない。それは市町教育委員会がその特徴を見て判断することである。「この教科書がお勧め」とは言えない前提で、この報告書が作られたということによいか。

教育 長： そうである。

溝口委員： それでは報告書の意味がないのではないか。そもそも市町教育委員会が自分たちで見定めるべきものである。

委員 長： 教科書は多くの種類があるので、この報告書は選定の際の参考になるはずである。

斉藤委員： 各市町教育委員会には全部の教科書見本があり、それを見てその地区の採択権者が一つに決める。基本的には全部がいい教科書であるが、特徴をポイント的に書いて市町教育委員会に提供するということである。それが指導、助言である。

興委員： 2頁目以降は、各教科書の内容や組織、配列、分量などの特色が書いてある。1頁目の調査研究の観点として、内容・組織・配列・分量・児童の発達段階への配慮、この観点から審議会の専門家の意見をいただいたとしているが、こういう点が教育委員会としては重要であって、これを考慮して教科書の選定に当たってほしい。個別の問題は参考にして意見を渡せばいいのであって、県教育委員会として指導する観点は何なのかが大事である。そのときに「各市町教育委員会でご自由にお決めください」と言うのか。そうすると、県教育委員会が審議会に何を諮問するかが問われるのであって、問われている論点が内容・組織・配列・分量・児童の発達段階への配慮という切り口だけでいいのか。何のオーダーもなしに諮問するのは、本当はおかしい。そうすると、1頁目のポイントは、教育委員会としての各市町教育委員会ならびに校長に対する適切な指導、助言、援助に該当すると思うので、そ

こを県教育委員会として総括することが必要だと思う。したがって、もらった報告書をそのまま右から左に流すのではなく、県教育委員会としてきちんと受け止めたことをメッセージとして出すべきである。

委員 長： 小中学校の教科書は、基本的に題材は違うかもしれないが、全国で同じである。そうでないと義務教育にならない。しかし、高校においては、例えば英語の教科書は難易度ごとに分かれている。易しい教科書もあれば、進学校向けの難しい教科書もある。学校によっては、文部科学省の検定教科書では物足りずに、市販されている書籍も別に購入させて授業で使用しているところもある。義務教育では書かれているレベルは一致しており、あとは何の文章を取り上げるかが違っているだけである。そこは好き好きなので、このようなものもあると伝えた上で実際の教科書を見て、市町教育委員会が決めることである。

義務教育課長： 市町教育委員会には、膨大な教科書を見てもらうことになる。県として出すので、中身の観点が明確になって資料としての有用性が高い資料を示すのが理想であるが、検定審議会でも委員に集まって合意を作っていたためだけの作業が膨大になってしまうので、現在このような形で収束している。ただ、改善の余地はあるので、御指摘を踏まえて検討していく。

溝口委員： 委員会や報告書が形骸化しないようにしてほしい。形だけのものになって「やりました」で終わるのではなく、これが生かされて学校や市町教育委員会の現場の選択に役立つものであればいい。

委員 長： 他に異議はないか。

全委員： （特になし）

委員 長： 報告事項4を了承した。

## 報告事項5 平成27年度教員採用選考試験志願状況

委員 長： 報告事項12頁「報告事項5 平成27年度教員採用選考試験志願状況」について、林義務教育課長・渋谷高校教育課長・渡邊特別支援教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

高校教育課長： <報告事項についての説明>

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

募集定員が増えているのに対して、志願者数が減っているが、学校運営において支障を来たすようなことは出てきてはいないのか。

義務教育課長： 一部ではあると聞いている。

斉藤委員： 少し気になるのは、全国的に教員の志願倍率が低下していることである。静岡県は微減であるが、相対的に教職が他の業種と比べて魅力が減っているということではよくない。教職員の不祥事、多忙化、教員免許更新制など、教職が終身有効であった昔に比べて魅力が減ってい

るのかもしれない。学校現場で先生の笑顔が消えてしまい、子どもたちが「将来は先生になりたい」と感じられないようではいけない。その点について、全国の傾向や人気低下の理由の情報も集めて報告してほしい。

溝口委員： 大学教員として学生を見ていると、景気動向の影響もあり、民間の景気や求人状況がよくなるとどうしても民間企業に流れてしまうのではないかと思う。学生を見ても、教職一本の希望の学生は少なく、先に民間企業の内定をもらうとそちらに就職してしまうようだ。景気がいいと民間企業で、景気が悪くなると公務員という人気の変化があるので、その影響があるのではないか。

委員長： 公務員の給与の変動は、民間企業よりも遅れる傾向にある。民間企業では公務員より先に、景気が悪くなると給与カットやボーナス減を行うが、今回は景気が良くなって民間企業ではベースアップしている。公務員ではどうか。

教育次長： これからである。

興委員： 斉藤委員や溝口委員も指摘されたが、有為な人材を教育コミュニティに抱えるのは大事なことであると思う。

なお、資料の「特色ある選考」とはどのようなものか、説明してほしい。

義務教育課長： 教職の経験を生かしやすいようにしたもので、採用試験を受けやすくする工夫である。

興委員： 資料に「教職経験者を対象とした選考ア・イ」113人と書かれているが、具体的にはどのようなことか。

義務教育課人事監： 教員採用試験1次試験には教職一般教養と教科専門があるが、「教職経験者を対象とした選考ア・イ」は教職一般教養を免除するものである。なお、アは他県等で本務教員として3年以上の教員経験者、イは講師経験が直近の5年で36か月以上の経験者である。その2つについては教職一般教養を免除している。

興委員： 有為な人材を確保する取組としてそのような「特色ある選考」をやっているということで、意味が出てくると思う。

もう一つ、教員に対する社会の風当たりが強いので、人材が民間に出て行くという状況はある。教員免許が取得できることを理由に志望大学を選んでいる高校生も多いが、大学が本当に教職を目指す人の道なのかということとそうでもない。教職が自分の天職だと感じている人にとっていい意味でパスを広げる努力をすることが教育行政としては重要なので、他県の実態を見ながら、静岡県として何を打ち出したらいいのか、地道に考えていく必要がある。それをやることで、今日の話が意味を持つことになる。

委員長： 先日、静岡大学の教授とも話をしたときに、「大学の教職課程では実習で学校現場を訪れることが少ないのではないか。卒業の際に教員免許取得のために2週間程度の実習をしているだけなので、大学4年間

のうちにもっと積極的に学校現場を訪れて、現場の状況を把握できるようにしたい。手を貸してほしい」と言うと、「検討する」と答えてくれた。例えば、西伊豆町のような先生が不足している地域に、教育実習生として学生を派遣してもらえると、我々は先生がほしいし、教職志望の学生には現場を見る機会になる。お互いにメリットがあるのではないか。

興 委 員： 大学の教職課程でも、教育実習の機会が確保できていない現状がある。教職課程でないゼロ免課程や他の学部では、ほとんど教育実習の機会が保障されておらず、結局は自分の出身校で教育実習をやることになっている。大学に任せても改善されないので、賀茂地区など教職志願の学生がほしいところで環境づくりをして教育実習の機会を整えることで、地域教育の重要性が学生にも伝わっていくと思う。大学への依存は限界であることを踏まえて、市町教育委員会とも連携して教育実習の機会の確保を工夫すると、魅力ある人材育成につながると思う。ぜひ検討してほしい。

委 員 長： アメリカに、「ティーチ・フォー・アメリカ」というNPOがある。そこでは、アメリカの大学卒業後に、教員資格の有無に関わらず、2年間教育困難地域の学校の先生になって、それから他の仕事に就くという運動が盛んになっている。経験することしか得られないもの、その後他の仕事に就いたとしても役立つものがある。

教 育 監： 大学ベースの御意見と、実際の教員採用試験についての御意見があった。ただ、学校現場からすると、付属だけでなくいろいろな学校で教育実習生を受け入れて、単位を取らせている。その問題点として、教育実習の受け入れについて、学校の校務上位置づけられていないという問題がある。卒業生が来て「教育実習をしたい」と言ったときに、基本的に拒否することはない。状況によっては他の学校の生徒でも柔軟に受け入れている。意識ではなく受け入れ上の制度的な問題があり、教育実習自体が通常の校務ではなく、指導教官となる先生はボランティアで担当している状況である。

溝 口 委 員： 指導してくれる先生に手当が出るわけではない。

興 委 員： 大学側と学校現場で、場合によっては教育委員会で仲立ちをして制度ができるような仕組みを作っていくべきである。財政措置が必要かは分からないが、どうしたらいいか工夫してほしい。

委 員 長： いずれにしても検討してほしい。同じようにALTの受け入れについても、日本での生活のケアをする必要があり、担当の先生の手間を増やすことになっている。民間企業ではインタラクの会社があり、「ALTの先生のケアを会社で行うので、ALTの給与だけで対応する」と広報したら、JETプログラムよりも広まっているという状況もある。教育実習生も、活用していけば学校現場のお荷物ではなく、いてくれて助かる存在にならないといけない。

他に異議はないか。

全 委 員：（特になし）  
委 員 長： 報告事項 5 を了承した。

**報告事項 平成26年 7 月の主要行事予定**

委 員 長： 報告事項14頁「報告事項 平成26年 7 月の主要行事予定」について、  
池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： < 報告事項についての説明 >

委 員 長： 報告事項を了承した。

**【閉会】**

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成26年度第 6 回教育委員会定例会を閉会とする。